

コスモス 沼津
指定介護予防訪問入浴介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 コスモス 沼津（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問入浴介護事業（以下『事業』という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問入浴介護従事者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問入浴介護従事者は、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、身体機能の維持等を図るものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 コスモス沼津
- (2) 所在地 静岡県沼津市東間門1-3-3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員兼務）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 看護職員 3名以上
看護職員は、バイタルチェック・お客様の状態把握・入浴援助等を行うものとする。
- (3) 介護職員 3名以上
介護職員は、入浴援助の準備・片づけ・入浴援助等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。
ただし、祝日及び12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 日曜日から土曜日とする。ただし、12月31日から1月3日を除く。
- (4) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、時間外においては応相談とする。

(介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料)

第6条 指定介護予防訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、指定介護予防訪問入浴介護を提供した場合の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防指定訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証記載の額とする。

- 2 介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1名及び介護職員1名をもって行うものとし、これらの者のうち1名を当該サービスの責任者とする。ただし、

利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと、認められる場合においては、主治医の意見確認をした上で看護職員に代えて、介護職員を充てることができる。

(サービスに当たっての留意事項)

第7条 利用者が事業を利用するに当たっての留意する事項を以下のとおり定め、事前に説明しなければならない。

- (1) 満腹時、空腹時の入浴は、できるだけ避けること
- (2) 入浴当日の体調により、身体に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合、即時中止する場合があること
- (3) 医師からの入浴を実施するにあたっての指示事項に従って入浴実施すること
- (4) その他必要な事項

(緊急時における対応)

第8条 訪問入浴介護従事者は介護予防訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、沼津市・清水町・三島市とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 介護予防訪問入浴事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を置いて、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 介護予防訪問入浴事業所は、訪問入浴介護従業者等の質的向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社コスモスケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年3月1日に改定する。

この規程は、平成29年7月1日に改定する。

この規程は、平成31年4月1日に改定する。

この規程は、令和5年6月1日に改定する。